

9月号 CONTENTS

CSR(企業の社会的責任)を考える

リスクファイナンスを活用した企業防衛 第42回 会社の保険その5

企業を取巻くリスクとその対策 第6回 マイカー通勤中の従業員が人身事故

時流を読む 「危機管理初動で後手」「企業の税負担率40%割る」

私たちの身近にある出来事

CSR(企業の社会的責任)を考える

『1998年のFIFAワールドカップフランス大会の公認サッカーボール「トリコロール」をパキスタン工場で10歳未満の子供たちの手で作られていたことが発覚。』

国連児童基金(UNICEF)とILOは、1日に12~16時間ずつ、指紋が消え去るほどまでして皮切れを繰り返した行為は深刻な児童虐待だと結論を出した上で、アディダスに巨額の児童保護基金を出させ公開釈明させた。』

ボーダレス社会という国境を越えてビジネスが広がり、冒頭の出来事も他人事とは言えない時代に私たちはいます。千葉商科大学で教鞭を振るう藤江俊彦教授はCSR(企業の社会的責任)について明快に論じています。

「ある中小企業で、得意先から大量発注が来た事を想定しましょう。得意先への納期は絶対ですから、納期に合わせて残業も厭わずフル回転で取り回すのは当たり前、というのが日本企業の実情です。」

「しかし、製造過程で大量の部品(例えばボルト2万個)が必要になり、マレーシアなどの外国企業に、『至急、日本の工場へ、ボルト2万個を送って欲しい!』と、国内と同じ感覚で発注をしたりするのはないか』と言うのです。

「そこでもし『とても期日には難しい』と、この企業が返答しようものなら『では今後取引は出来ない、それでもいいのか!』と無理を強要させがちです。

「マレーシアの企業などでは、従業員5人が働いているといっても、実は家内労働で、そこには小さな子どもも一緒に働いているのが普通」と言います。

納期を強要させたことで、マレーシアの子どもたちに長時間労働を強いる結果になることを、国内中小企業は知らない、と藤江教授は言います。

1990年代頃から、CSR(企業の社会的責任: Corporate Social Responsibility)という言葉が広く一般用語として私たちに知られるようになってきました。

2007年には、国際標準化機構(ISO)が、企業だけでなく他の組織にも適用可能として「SR規格: Social Responsibility【ISO26000】」として発行される予定です。

SR規格では、「持続的発展(サステナビリティ)」を基本理念として、これを支える考え方に、「トリプルボトムライン」があります。これは、「企業活動を環境価値、経済価値、社会価値の3局面とそれらをバランス維持しながら高めるよう経営戦略して積極的に取り組むことを評価する」考え方です。

図は2000年米政策研究所が「1999年The Rise of Corporate Global Power」と題して、国家はGDPを企業は売上高を抽出して、ベスト200を発表したものです。

1位は米国、2位は日本と続きますが、23位にGMと企業が登場してきます。なんと1999年でもベスト100のうち、51が企業という驚くべき結果になっています。

もはや、企業は国家を超える存在になっているのだと実感させられるとともに、このような大きな存在だからこそ、企業も社会的責任を負うべきなのだという、CSR(企業の社会的責任)の考え方が注目されてきているのです。

上位100(1999年)

単位: 百万\$

	国家/企業	GDP/売上		国家/企業	GDP/売上
1	米国	8,708,870	23	GM	176,558
2	日本	4,395,083	25	ウォルマート	166,809
3	ドイツ	2,081,202	26	エクソン	163,881
4	フランス	1,410,262	37	三井物産	118,555
5	英国	1,373,612	38	三菱商事	117,765
6	イタリア	1,149,958	39	トヨタ自動車	115,670
7	中国	1,149,814	41	伊藤忠商事	109,068

リスクファイナンス を活用した企業防衛

～リスクファイナンス第42回～

リスクファイナンスとは、リスクにおける経済的損失に対する各種対策を総称する用語です。

日本アルマックでは、この領域を、独自に「財務リスクマネジメント」と体系化させてコンサルテーションしています。

財務リスクマネジメントの視点に立った資金対策事例をご紹介します。

会社の保険 その5 決算書と保険(2)

日本に「保険」を伝えたのは福沢諭吉です。

福沢諭吉は「恒の産なき者は恒の心なし」との言葉を引いて、経済的独立は精神的独立に先立つことを広く民衆に説いた人です。

「生命財産の保険法は此弊害を軽くするの一大方便たる可き明なり。されば保険の法は人の品行廉恥にもあずかりて力あるものと知る可し」。

イザというときでも人間の知徳と品性を高く保つために「保険」が役立つ、ということ強く説きました。

冒頭は、保険の原点に皆さまをお連れしました。「経済的損失」を補てんするものとして、保険は大切な商品・サービスとして普及しています。しかしながら、経済的損失という言葉とは別に、受ける精神的視点から見た経済的損失という考え方もあるのではないのでしょうか。

特に人の生命に対して保障を行う生命保険では顕著な気がしてなりません。

【図1】

家族構成	収入
夫 (40歳)	600万円 月40万円 ボーナス年2回各60万円
妻 (37歳)	0円
長女 (12歳)	0円
長男 (10歳)	0円
収入合計	年間 600万円

図1の家庭では、夫の収入で家族の生計すべてを賄っています。夫の収入依存度が非常に高い状況です。

ここで夫に万一の事態(死亡や重度後遺障害など)が起きれば、一挙に経済的危機が発生します。

年間600万円の収入減少です。下の子どもが成人するまで10年はかかりますので、6,000万円の収入見込みがなくなるのは大きなことですし、途方に暮れてしまいます。

しかし、確かに夫の死亡は大きな経済的損失なのですが…

ここで前提条件を変えてみれば大きな損失にしても程度の差が生まれることが分かります。いくつかの例を挙げて見ます。

例1: この家庭には預貯金資産が1億円ある場合を想定してみましょう。

例2: 妻の実家は資産家で、かつ一人娘であった場合を想定して見ましょう。

例3: 妻は弁護士の資格を持っていて、彼女が働こうと思えば、いつでも親戚が開業している法律事務所で働く事ができる場合を想定してみましょう。

いかがですか、前提条件を変えてみると、危機的状況にも違いがあることがお分かりでしょう。

いずれにしても、一家の大黒柱的存在で、かつ家族が深く強い絆で結ばれていたのなら、その大黒柱である人の死亡は、大きな悲しみに違いありません。

しかし、経済的独立は、精神的ダメージを早期に回復させ、人間の知徳と品性を高くするために役立つことの意味も感じ取っていただけたでしょうか。文章の中で、これを表現するのは難しいですが、保険が万一の場合の経済的損失を補てんしてくれることで、例1～3のような経済的に安定した状態を作ってくれることが重要です。また、単純に経済的損失と云っても、当事者が置かれた状況によって、損失の捉え方も変わってくることもご理解いただけたのではと思います。

第6回 マイカー通勤中の従業員が人身事故

運行供用者として企業が5,000万円の損害賠償

マイカー通勤

平成 年6月、兵庫県の販売業者A社の従業員Bがマイカーでの通勤中に歩行者を撥ね、死亡させる事故が発生した。この交通事故により、Bは慰謝料、逸失利益等8,000万円の賠償請求を受けることとなったが、任意保険に入っていなかったため、自賠責保険の限度額3,000万円を上回る約5,000万円を支払う責任を負った。しかしながら、Bの経済状態が十分でなかったため、被害者は営業マンにマイカー通勤及び業務使用を許可していたA社の運行供用者責任を求め、A社はその賠償請求に応じざるを得なかった。

マイカーによる通勤や業務を認容している会社は数多く存在しますが、このマイカーの扱いを誤ると、企業は莫大な損失を被る可能性があることを認識する必要があります。

マイカーを業務に使用している時の事故については、使用者（会社）が第三者に対する賠償責任を負う（使用者責任）のは勿論のことですが、通勤途上に起きた事故についても、例えば企業が車の使用を支配できる状態（運行支配）や、その運行により会社が利益を得ている場合（運行利益）は会社に運行供用者責任が生じ、賠償責任を免れないケースもあります。

また、業務中・通勤中の交通事故は第三者賠償だけではなく、従業員の労災リスクにもつながってくるため、適正な管理がされていない場合は、思わぬ損害を被る可能性があります。

発生の頻度と損害の大きさ(強度)について

マイカーを通勤・業務に使用する場合の

管理状況が徹底されていれば、企業がリスクを負う可能性は著しく低くなります。

人身事故の発生の可能性を考えると、発生時の損害は大きく、管理面の不備が多い会社や従業員数の多い会社はその発生頻度も高くなると考えられます。

リスク対策

リスクコントロール対策

通勤・業務に使用するマイカー管理の徹底（マイカーの使用年数や整備状況の把握とマイカー運転者の事故履歴・違反暦の把握）

マイカー通勤・業務使用に関わる規程書の作成（マイカー通勤管理規程等）

マイカー通勤・業務使用の許可制度の導入（マイカー通勤申請書及び通勤経路図、任意保険証券、自賠責証明書の提出及びマイカー通勤許可証の発行等）

駐車場の管理・安全運転教育等（定期的に実施若しくは違反者・事故多発者に実施）

罰則・罰金規程の整備（就業規則やマイカー通勤管理規程等に盛り込むこと）

リスクファイナンス対策

自動車保険への加入・・・規程を作成し、従業員に強制的に加入させることも検討する。その場合、団体扱い契約等で給与天引きすることで保険の掛け漏れをチェックすることも可能。会社で保険料を負担するケースもあります。

株式会社日本アルマック 執行役員
シニアリスクコンサルタント
社会保険労務士
松本 一成

時流を読む

リスクに対する感性が高まれば、自然と時代の「先」を読む力が備わってきます。最新ニュースをリスクマネジメントの視点で分析し、今後の展開や社会への影響を予想してみましょう。

危機管理初動で後手

記事は、パロマ事故を受けて、昨年起きた松下電器・温風器事故と比較した内容です。この記事を見ることで、危機管理でのポイントが見えてきます。

ここ数年来、企業によるこのような不祥事が頻繁に起きる中で、共通の失敗が問題を大きくした例が相変わらず続きます。

例えば「事実説明が無い(情報開示が不十分)」「経営者の態度が不誠実」「倫理的な問題(虚偽・偽装・改ざん・隠ぺい等)」「違法性の欠如(昔からの慣行、他もやっている、業界ぐるみ)」「責任所在の欠如」などです。

CSR(企業の社会的責任)が広く言われるようになりましたが、ここでは企業を取り巻く利害関係者(ステークホルダー)とし、株主・投資家、お客様、取引先、金融機関、住民などでできます。

不祥事を起こした企業は、これら利害関係者に対する重要性を軽視し、またその影響の大きさを甘く見た結果、長年築いた信用を失墜させていきました。

企業の税負担率40%割る

記事は日本経済新聞社が上場企業の税引き前利益に対する法人税等の税負担率を連結ベースで集計し、2005年度39.3%とバブル後初めて40%を下回ったことを伝えています。

一方で、武田薬品工業、ホンダ、ソニー、マツダと国税当局による巨額追徴が相次いでいる事実とも一体で見る必要があります。これはグループ内の国際取引を巡る移転価格税制の強化とも繋がります。

グローバル企業では国内の連結決算の浸透で、全体として儲かれば、どのグループ会社で稼いでもよくなり、低税率国に所得を移す動機付けが進んでいます。国税庁もここ数年国際間での所得を不当に移転する手法などのノウハウを着実に身につけてきています。

企業の税負担率が低下することは、事業投資にその分資金活用できますので経営戦略上大きな動機付けとして働きます。年間1兆円利益を上げている某企業の1%では、年間100億円という途轍もない金額になるのですから。

本コーナーは、(株)日本アルマック主催セミナー「全国リスクマネジメント研究会」の内容を編集したものです。セミナーの概要、参加申込方法等については、お気軽にお問い合わせください。

編集後記

昭和20年千葉県の中山競馬場に、農耕場を含む約500頭の馬が集められました。目的は「本土決戦に備えた血清製造」。馬の体が生きた血清製造工場という訳です。事情を知らされず、近隣の中学生らが馬の世話に勤労働員されました。馬達とつかの間の平和を過ごした後の8月、抗体が出来た馬から順次全採血され、息絶える…。勿論この一連の作業に中学生らは動員されます。…結局一滴も使われることなく、日本は敗戦を迎えました。この史実を風化させまいと、300人規模の3世代市民がミュージカルとして9月に上演します。稽古場には馬達の霊が、取上げたことを喜び、おりて来ているようです。平和のありがたさ、命の尊さ、生きている喜びをかみしめながら、私も馬を演じさせて戴きます。NHKも取材に来ていましたから、機会があったらみて下さい。合掌(櫻井)

RM INFORMATION VOL.45 2006.9
2006年9月発行 定価420円(税込)

株式会社アルマック神戸

代表取締役 粉河 芳明

〒651-0084 兵庫県神戸市中央区磯辺通4-2-8 田嶋ビル7階D

TEL:078-262-5518 FAX:078-262-5519

<http://www.almackobe.com> e-mail:kokawa-cpa@peace.ocn.ne.jp

ご意見・ご要望は上記までお寄せください。